

ID: 3066

担当部署: 産業課

処分の概要	特別保護地区の区域内における行為の許可		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第29条第7項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第29条第7項から第9項までの規定による。 (特別保護地区)</p> <p>第29条</p> <p>7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第1項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区(以下「国指定特別保護地区」という。)にあっては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区(以下「都道府県指定特別保護地区」という。)にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>(3) 木竹を伐採すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。</p> <p>8 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国指定特別保護地区にあっては環境大臣に、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事にそれぞれ許可の申請をしなければならない。</p> <p>9 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第7項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(2) 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日